

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業
(繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策) 実施要領

令和 2年 6月30日付け 2生畜第520号承認

令和 2年 7月 1日付け 全肉振発事第 57号

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会(以下「全国協会」という。)は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金交付規則(昭和31年農林省第18号)、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知。以下「農水省要領」という。)に基づき、肉用牛繁殖基盤の強化に資する地域内一貫生産を推進するための事業を実施することとし、その実施に当たってはこれらに定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1 事業の内容等

全国協会は、肉用牛繁殖基盤の強化を進めるため、地域内一貫生産を推進する次に掲げる取組への支援を行うものとする。

なお、これらの取組は、一体的に行うことができるものとする。

1 地域内一貫生産への円滑な移行対策(地域内一貫生産体制の構築)

(1) 検討会の開催

地域内の一貫生産体制の構築に向けた計画づくりのための検討会の開催

(2) 先進地調査

地域内一貫生産に取り組む先進地の調査

(3) 地域内一貫生産化に向けた情報の収集

地域内一貫生産体制の構築に必要な情報の収集

(4) 専門家による技術や経営管理等に関する現地指導

専門家による繁殖技術の導入や部門別の経営管理等に関する指導・助言

2 飼料の確保対策

(1) 飼料の確保体制の検討

地域内一貫生産体制の構築に必要となる国産飼料を確保する体制を検討する取組

第2 取組主体の要件

本事業における取組主体の要件は、次に掲げるとおりとし、かつ、全国協会が行う公募において選定された者であることとする。

1 取組主体の対象者

- (1) 事業を実施する取組主体は、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有する者とする。
- (2) 事業を実施する取組主体は、事業実施年度において、地域内一貫生産体制の構築に必要な計画を策定することが確実であると見込まれる場合に限り、取組を実施することができるものとする。

第3 取組主体の募集及び決定

1 取組主体の募集

全国協会は、第1の事業に取組む取組主体を公募により募集するものとする。
なお、取組主体を公募する際の手続については、全国協会が別に定めるものとする。

2 取組主体の決定

取組主体は、全国協会が設置する審査委員会による審査を経た上で決定する。
なお、採択する取組主体の決定に係る審査基準及び審査方法等については、全国協会が別に定めるものとする。

第4 全国協会の補助対象経費等

- 1 全国協会は、予算の範囲内において、別表1及び別表2に定める補助対象経費及び補助率により、取組主体が第1に規定する取組の実施に必要な経費について補助するものとする。

- 2 補助の対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1及び別表2の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うものとする。

- 3 補助の対象とならない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とはならないものとする。

- (1) 国の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組の経費
- (2) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (3) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

第5 事業実施の手続等

1 補助金の交付申請及び交付決定

取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合には、別記様式第1号により補助金交付申請書を一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長（以下「全国協会会長」という。）に提出するものとする。

全国協会会長は、提出のあった補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、取組主体に対しその旨通知するものとする。

2 事業の変更承認申請

取組主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする

場合には、あらかじめ別記様式第2号によりの補助金交付変更（中止又は廃止）承認申請書を全国協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業に要する経費の30%を超える増額又は全国協会補助金の増額
- (3) 補助事業に要する経費又は全国協会補助金の30%を超える減
- (4) 取組主体の組織の改変等に伴う名称等の変更
- (5) 第1の1及び第1の2の経費の相互間における経費の30%を超える増減

3 補助金の概算払

全国協会会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

なお、取組主体が、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別記様式第3号により補助金概算払請求書を全国協会会長に提出するものとする。

4 状況報告

- (1) 取組主体は、この事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月10日までに全国協会会長に提出するものとする。ただし、第5の3の概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、全国協会会長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、取組主体に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

5 事業実績の報告

- (1) 取組主体は、別記様式第5号により事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった当該年度の3月25日のいずれか早い日までに全国協会会長に提出するものとする。
- (2) 事業費の確定と支払
全国協会は、事業実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金交付決定を行った範囲内において事業に要した額を確定し、農林水産省より補助金確定通知を受けた後、取組主体に対して通知するとともに、確定した補助金の精算払を行うものとする。
- (3) 全国協会は、事業が完了したときは、農水省要領及び交付要綱の規定により、事業の実績報告書を作成し、農林水産省生産局長に報告するものとする。

第6 管理運営

全国協会は、本事業の適正な推進が図られるよう、取組主体に対し、適正な事業実施に向けた指導を実施するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、全国協会は、関係書類の整備等において適切な措置を講ずるよう、取組主体を十分に指導監督するものとする。

第7 不正行為等に対する措置

- 1 全国協会は、取組主体が、事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、全国協会は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、農林水産省に報告するものとする。

- 2 全国協会は、補助事業の適正な遂行を確保するため、必要と認めるときは、指名する職員に取組主体への調査を行わせることができるものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

取組主体は、全国協会に対して第5の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実績等の報告時の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の5の（1）に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

取組主体は、1のただし書により申請をした場合において、第5の5の（1）に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第6号により補助金の消費税仕入控除税額報告書を速やかに全国協会に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を全国協会に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合の消費税仕入控除税額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月15日までに、同様式により全国協会会長に報告しなければならない。

第9 事業の推進指導等

全国協会は、農林水産省の指導の下、都道府県、取組主体との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 全国協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、取組主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表1

1 地域内一貫生産体制への円滑な移行対策

区 分	取組項目	補助対象経費	補助率
1 地域内一貫生産への円滑な移行対策	(1) 検討会の開催	従来の地域における生産・出荷体制の見直し並びに先進技術（ICT等）を活用した生産体制の効率化等による地域内一貫体制構築に向けた検討会の開催に必要な経費	定 額
	(2) 先進地調査	地域内一貫生産体制の取組を行っている事例に対する実態調査の実施に必要な経費	定 額
	(3) 地域内一貫生産化に向けた情報の収集	地域内一貫生産体制の構築に必要な先進地事例、子牛価格、枝肉情報等の関連情報の収集に必要な経費	定 額
	(4) 専門家による技術や経営管理等に関する現地指導	繁殖経営と肥育経営の双方における技術的・経営的問題点を検討・整理するための専門家の派遣等による生産現場における現地指導の実施に必要な経費	定 額
2 飼料の確保対策	(1) 飼料の確保体制の検討	地域内一貫生産体制の構築に必要な国産飼料を確保する体制の検討に必要な経費	定 額

別表2

補助対象経費

費目	細目	内容	備考
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費として支払われる経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献にかかる経費	新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品にかかる経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の少額な記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる少額な器具等（3万円未満のものに限る。）	消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金	謝金	事業を実施するために直接必要な資料収集・整理・専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

	原稿料	マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費	
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として取組主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（取組主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の 50%未満とすること ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
事業推進費	事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な取組に対する事務にかかる人件費	

※

注1 賃金については、「補助金事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

注2 上記の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。

- (1) 支払いが翌年度となる場合（賃金など前月分の実績を基に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- (2) 補助事業の有無にかかわらず、取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別記様式第1号（第5の1関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年度において、下記のとおり畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）を実施したいので、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第5の1の規定に基づき補助金〇,〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）（別紙様式第1—1）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		全国協会補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

（注1）区分欄には、別表1の区分欄及び取組項目の欄に掲げる項目毎に記載すること。

（注2）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比較増減	
			増	減
1 全国協会 補助金	円	円	円	円
2 その他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度 精算額）	前年度予算額 （又は本年度 予算額）	比較増減	
			増	減
	円	円	円	円
合 計				

※ 区分欄には、別表1の取組項目欄の事業名を記載する。また、必要に応じて精算内容を記載する。

6 添付書類

- (1) 定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 実績報告書の場合は、支出証拠書類（支払経費ごとの内訳を記載した一覧表及び領収書等の証拠書類の写し）

※ その他、全国協会の求めに応じ、根拠資料を添付すること。

別記様式第1—1（事業の内容及び計画）

令和○年度畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画書
（地域内一貫生産への円滑な移行対策）

1 地域内一貫生産への円滑な移行対策

（1）検討会の開催

開催回数	開催時期	開催場所	人数	内容	備考

（2）先進地調査の実施

実施回数	実施時期	調査場所	研修対象者及び人数	内容	備考

（3）地域内一貫生産化に向けた情報の収集

実施回数	実施時期	実施場所	人数	内容	備考

（4）専門家による技術や経営管理等に関する現地指導

実施回数	実施時期	実施場所	人数	内容	備考

2 飼料の確保支援

（1）飼料の確保体制の検討

--

（注）この取組を1の（1）～（4）と一体的に実施する場合は、該当する項目の備考欄にその旨を記入することとする。

別記様式第2号（第5の2関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
補助金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第5の2の規定に基づき（注2）申請します。

記（注3）

（記載要領）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）〇〇については、「変更」のうち補助金の追加交付が必要な場合のみ、「補助金〇〇円を追加交付されたく」と記載する。

（注3）記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第3号（第5の3関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、一般社団法人全国肉用牛振興基金畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第5の3の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交 付 決定額 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-((B)+(C))		備考
		金 額	出来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	金 額	〇月〇 日まで 予定出 来高	
	円	円	%	円	%	円	%	

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「金額」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名：支店名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別記様式第4号（第5の4関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第5の4の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		令和〇年12月31日 までに完了したもの		令和〇年1月1日以 降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 区分欄には、別紙様式第1号の記の3の表の区分欄に記載された事項について記載すること。
2 事業費欄には、事業の出来事を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第5の5関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長 殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、一般社団法人全国肉用牛振興基金畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第5の5の（1）の規定に基づき、その実績を報告します。

また、併せて精算額として畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求します。

記

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、支払経費ごとの内容を記載した資料、帳簿等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 振込先金融機関名等を記載すること。（金融機関名・支店名・預金種類・口座番号・口座名義）

別記様式第6号（第8の3関係）

令和〇年度繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）
補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
会 長

殿

住 所
取組主体名称
代表者の役職及び氏名 印

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった繁殖肥育一貫経営等育成支援（地域内一貫生産への円滑な移行対策）補助金について、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産生産力・生産体制強化対策事業（繁殖肥育一貫経営等育成支援のうち地域内一貫生産への円滑な移行対策）実施要領第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------------------------------|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の生産の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 []

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料